

令和 6 年 9 月 1 8 日

南相馬市農業委員会
9 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和6年9月18日(水) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	欠
2	今 野 秀 幸	欠	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	欠 番	
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	欠
9	長 井 里 志	出	19	欠 番	
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 渡邊 賢一

鹿島区 鈴木 清教

原町区 佐藤 光政

原町区 小谷津 弘隆

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 宮本 達男

主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹

農地集積課

係 長 但野 典康

主 査 遠藤 昌治

主 事 増田 知洋

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	報告第 32 号 専決処分の報告について
日程第 4	報告第 33 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 5	報告第 34 号 違反転用事案の報告について
日程第 6	議案第 104 号 農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 7	議案第 105 号 農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 8	議案第 106 号 農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 9	議案第 107 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 10	議案第 108 号 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 11	議案第 109 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 12	議案第 110 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）
日程第 13	議案第 111 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
日程第 14	議案第 112 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 15	議案第 113 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 16	議案第 114 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 17	議案第 115 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 18	議案第 116 号 現況確認証明申請について

５．会議の概要

（開会 午後１時３０分）

議 長 只今より、令和６年９月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、２番委員、１１番委員、１８番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号８番委員、９番委員、１０番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。８月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第３、報告第３２号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第１０号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第３２号、専決第１０号についてご説明いたします。議案書の２ページから４ページになります。相馬税務署より、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の交付依頼があり、証明書を交付した事案が１件ありました。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第３３号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第３３号についてご説明いたします。議案書５ページから５０ページになります。今回２７５件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 5、報告第 3 4 号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 3 4 号についてご説明いたします。議案書の 5 1 ページから 5 2 ページ、整理番号 1 番から 3 番につきまして当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等は記載のとおりです。

整理番号 1 番につきましては、平成 2 3 年以降、東日本大震災に伴う原発事故による除染作業により敷砂利となり、その後は寺院の駐車場として使用しておりました。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号 2 番ですが、6 0 年以上前から庭及び進入路を造成し、昭和 5 7 年頃に住宅を建築して使用しております。また、平成 2 9 年頃には自宅用として太陽光発電設備を設置しております。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号 3 番ですが、平成 2 年頃に夫が住宅建築の目的で転用許可を受け、住宅を建築しました。今般、家屋を登記するため土地調査を行ったところ、農地の一部が転用許可を受けていないことが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 6、議案第 1 0 4 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 0 4 号についてご説明いたします。議案書の 5 3 ページから 5 4 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第 1 7 条の 2 8 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求

められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 それでは、議案第 104 号についてご説明申し上げます。議案書 53 ページから 54 ページになります。鹿島区及び原町区における利用権設定 9 件、こちら福島県農業振興公社との契約の調整でございます。賃料については、各営農改善組合の賃借料設定に合わせての決定となっております。なお、これまで鹿島区内の農地に係る公社契約につきましては、農業経営基盤強化促進法の経過措置に基づき、農用地利用集積計画を作成し、農業委員会の意見を頂いたうえで市が認可・公告していました。今回、農地中間管理事業の煩雑化を避けるため、原町区や小高区と同じ形で農用地利用集積等促進計画を作成し農業委員会の意見を頂いたうえで県知事が認可・公告する様変更となりましたので申し添えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次 に、日程第 7、議案第 105 号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 105 号についてご説明いたします。議案書の 55 ページから 66 ページになります。市が農用地利用規程を認定するにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第 24 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 105 号について説明いたします。議案書の 55 ページから 66 ページになります。本年 7 月、原町区大木戸地区において営農改善組合が設立となり、農用地利用規程を作成しましたので認定にあたり農業委員会の審議を求めるものです。農用地利用規程の内容については議案書 57 ページから 59 ページにな

ります。当該規程は農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、大木戸地区の農業経営と生活環境の改善を目的としています。第2条に「農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項」について、具体的に3つの取組みを示しています。第3条の実施区域につきましては、議案書63ページにあります区域図のとおりとなります。主な農地として、県立原町高校の西側部分、また県道相馬浪江線の西側部分、石神第二小学校の北西部分に広がる農地となっております。第4条から第14条では、第2条で示した取組み内容及び具体的な実行方策について記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第106号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第106号についてご説明いたします。議案書の67ページから79ページになります。市が農用地利用規程を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第106号について説明いたします。議案書の67ページから79ページになります。鹿島区南海老地区におきまして、経営移譲による担い手の名義変更及び新たな担い手の追加、経営面積の増加に伴う変更であります。また、物納の廃止に伴う農用地利用規程の一部を改正することについて審議を求めるものです。変更の内容については議案書78ページになります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 107 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 107 号についてご説明いたします。議案書の 80 ページから 82 ページになります。申請番号 1 番から 9 番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 10、議案第 108 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 108 号についてご説明いたします。議案書の 83 ページから 84 ページになります。申請番号 1 番から 4 番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 109 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 109 号についてご説明をいたします。議案書の 85 ページになります。申請番号 1 番から 2 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号 1 番については、農家住宅等を建築するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第 34 号整理番号 2 番、議案第 110 号申請番号 1 番、議案第 112 号申請番号 1 番の関連であり、違反の追認案件となっております。

次に、申請番号 2 番については、こちらも農家住宅等を建築するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第 34 号整理番号 3 番の関連であり、違反の追認を受けるための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 109 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。この案件は、報告第 34 号整理番号 2 番、議案第 110 号申請番号 1 番、議案第 112 号申請番号 1 番の関連案件となります。現地案内図は 1 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 9 月 9 日午後 1 時 30 分頃より、代理人行政書士及び申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、9 番委員。

9 番委員 議案第 109 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。この案件は報告第 34 号整理番号 3 番の関連案件となります。現地案内図は 2 ページになります。去る 9 月 6 日午後 3 時 50 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 1 1 0 号「農地法第 5 条の規定による許可処分
の取消願出について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求め
ます。

事務局 議案第 1 1 0 号についてご説明いたします。議案書の 8 6 ページ、申請番号 1
番について、申請当事者の住所・氏名・職業、土地の表示、取消願出の理由は記
載のとおりです。議案第 1 0 9 号申請番号 1 番及び議案第 1 1 2 号申請番号 1 番
の関連となっております。太陽光発電設備を設置する目的で平成 2 9 年に転用許
可を受けておりますが、当初計画地の一部には住宅及び庭があり、撤去の費用負
担が当初見込み以上となったことから、太陽光パネルを設置していない状況です。
今後もパネルを設置する予定が無いことから、当初の計画を変更し許可を一部取
消するものとなっております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 3、議案第 1 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業
計画変更申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求
めます。

事務局 議案第 1 1 1 号についてご説明をいたします。議案書の 8 7 ページ、申請番号
1 番について、申請者の住所・氏名・職業、土地の表示、事業計画変更の事由は
記載のとおりです。宅地造成する目的で令和 6 年 4 月に転用許可を受けており、
当初申請者の譲受人が宅地を造成し、その息子が集合住宅を建築する予定でした。
双方協議の結果、土地の造成から集合住宅の建築まで、事業を一貫して息子が行
うこととなったことから、当初の事業計画を変更し、承継するものとなっております。
以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、6 番委員。

6 番委員 議案第 1 1 1 号、申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。この案件は議案第 1 1 3 号申請番号 1 番の関連案件となります。現地案内図は 3 ページになります。去る 9 月 9 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請理由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士に聞き取りを行いました。また現地調査を行った結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしくをお願いします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 4、議案第 1 1 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 1 2 号についてご説明いたします。議案書の 8 8 ページ、申請番号 1 番につきまして、申請当事者の住所・氏名・職業、土地の表示、事業計画変更の事由は記載のとおりです。議案第 1 0 9 号申請番号 1 番及び議案第 1 1 0 号申請番号 1 番の関連となります。太陽光発電設備を設置する目的で平成 2 9 年に転用許可を受けておりますが、当初計画地の一部に住宅及び庭があり、撤去の費用負担が当初見込み以上となったことから、太陽光パネルを今後も設置する予定が無くなったため、当初の事業計画を変更するものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 1 1 2 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。この案件は議案第 1 0 9 号申請番号 1 番及び議案第 1 1 0 号申請番号 1 番の関連案件となります。現地案内図は 1 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 9 月 9 日午後 1 時 3 0 分頃より、代理人行政書士及び被設定人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞

き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 15、議案第 113 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 113 号についてご説明いたします。議案書の 89 ページ、申請番号 1 番および 2 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。整理番号 1 番につきましては、議案第 111 号申請番号 1 番の関連であり、用途地域内に集合住宅を建築するための転用申請となります。申請番号 2 番につきましては、報告第 34 号整理番号 1 番の関連であり、違反の追認を得るための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、6 番委員。

6 番委員 議案第 113 号、申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。この案件は議案第 111 号申請番号 1 番の関連案件となります。現地案内図は 3 ページになります。去る 9 月 9 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。申請理由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士に聞き取りを行いました。現地調査を行った結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、12 番委員

12 番委員 議案第 113 号、申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告第 34 号整理番号 1 番の関連案件になります。現地案内図は 4 ページに

なります。申請内容は記載のとおりです。去る9月7日午前11時頃より譲渡人及び代理人行政書士立ち合いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲渡人からの聞き取りを行いました。特に、違反転用を是正する申請であり、申請者より本委員会会長宛に違反転用に係る顛末書も提出されていることから、その内容と現地の状況等を調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第114号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第114号についてご説明いたします。議案書の90ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、17番委員。

17番委員 議案第114号、申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページになります。去る9月9日午後1時頃より代理人行政書士立ち合いのもと、調査項目に従い現地調査を行いました。代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 17、議案第 115 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 115 号についてご説明いたします。議案書の 91 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号 1 番につきましては、第 2 種農地に一般住宅を建築するための転用申請となります。

続きまして、申請番号 2 番及び 3 番につきましては、資材置場等として使用するための一時転用申請であり、転用期間は許可日から 8 か月となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番から 3 番について、5 番委員。

5 番委員 議案第 115 号、申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 6 ページとなります。申請内容は記載のとおりです。去る 9 月 9 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。

続きまして、申請番号 2 番及び 3 番について現地調査の報告をいたします。この 2 件は被設定人が同一であり、土地も隣接していることから、一括して現地調査の報告をさせていただきます。現地案内図は 7 ページとなります。申請内容は記載のとおりです。去る 9 月 6 日午前 8 時 30 分頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 18、議案第 116 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 116 号についてご説明いたします。議案書の 92 ページ、申請番号 1 番から 4 番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。今回申請のあった農地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますのでご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 1 番から 4 番までについて、現地調査委員を代表しまして、10 番委員から報告をお願いします。

10 番委員 議案第 116 号、申請番号 1 番から 4 番について現地調査の報告をいたします。去る 9 月 6 日午後 1 時 30 分頃より、農業委員 1 名、農地利用最適化推進委員 2 名、事務局職員 1 名、計 4 名で現地調査を行いました。

申請番号 1 番について報告いたします。現地案内図は 8 ページになります。現地は鹿島区北海老地区にあり、昭和 40 年頃から耕作されておらず、雑木が生い茂り再生は困難と判断し、非農地と判断しました。

申請番号 2 番について報告いたします。現地案内図は 9 ページになります。現地は原町区北長野地区にあり、約 50 年以上不耕作のため、大木が生い茂り山林化しており、農地としての再生は困難と判断し、非農地と判断しました。

申請番号 3 番について報告いたします。現地案内図は 10 ページとなります。現地は原町区大谷地区にあり、周囲は山林に囲まれた土地であり、傾斜のある土地で背の高い雑草等が生い茂り、農地としての再生は困難と判断し、非農地と判断しました。

申請番号 4 番について報告いたします。現地案内図は 11 ページとなります。現地は原町区高倉地区にあり、十数年間不耕作となり、背の高い雑草や雑木も発生しており、農地としての再生は困難と判断し、非農地と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告３件、及び議案１３件、合わせて１６件の
審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の９月定例総会を閉会と
いたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でした。

（閉会 午後２時２０分）

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

令和６年１０月１５日

議事録署名人（８番・スズキ カズオ）

議事録署名人（９番・ナガイ サトシ）

議事録署名人（１０番・モリ アキオ）
